

教育職員免許法施行規則第22条に規定する情報

○教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること

高野山大学の教員養成は日本国憲法及び教育基本法を基盤として宗祖弘法大師の教育理念を生かすことにある。弘法大師の主張する本質的本来的絶対平等の思想、すなわち、あらゆる人間の中に人間性の尊厳を平等に認める密教の基本思想を体得し、教育現場において活かしていくことのできる教員の育成が、本学の教員養成の目標である。

本学の教職課程は上記の目的を達成するために、①密教文化の「精神性」を豊かな文化資産と恵まれた自然環境の中で会得し、②併設校と協力のもと教員実務に習熟することを図るとともに、③本学が展開するカリキュラムの全体を通して仏教的・密教的素養の涵養を目指す。

こうした教育課程において本学は、弘法大師の開かれた真言密教を中心とした仏教・密教を教理・儀礼・文化に渡って学んだ宗教科の教員、ならびに、日本の文学の研究の不可欠の前提である仏教的素養を持った国語科の教員を育成する。

さらに令和3年(2021)より弘法大師空海の教育に対する高い理念を実現すべく、大阪府河内長野市に文学部教育学科を設置した。人には、無限の可能性があり、教育こそが人間の根幹を形成するのだという弘法大師空海の影響を受け継ぎ、人の育成に関わる教育者や、地域の活性化に関わる人材の養成が弘法大師空海の教育理念を実現するために最重要であるという認識にたち、小学校教諭(一種)及び幼稚園教諭免許(一種)の課程を開設し、質の高い教員の育成に努めている。

○教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること

(1) 教員の養成に係る組織

教務委員会及び教職課程センターにおいて、教員養成が円滑に行われるような計画・連絡及び調節しています。教員養成を担当する教員の詳細については、教員一覧をご覧ください。

教育学科でも、教務委員会及び教職支援センターにおいて、教員養成が円滑に行われるような計画・進路及び調節しています。教員養成を担当する教員の詳細については、教員一覧をご覧ください。

(2) 教員の養成に係る教員の数

学部	学科	学部							
		中学一種		高校一種		小学校		幼稚園	
		科目	専任教員数	科目	専任教員数	科目	専任教員数	科目	専任教員数
文学部	密教学科	国語	3	国語	3	—	—	—	—
		宗教	5	宗教	5	—	—	—	—
	教育学科	—	—	—	—	—	8	—	3

(3) 教員の養成に係る各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目

情報公開ページ及びシラバスをご覧ください。

○教員の養成に係る授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

宗教 (中学校・高等学校教諭1種免許状)

教科・種類	免許法科目名・単位数	本学の科目名・単位数
宗 教 中学校1種 高等学校1種	宗教学 = 6単位必修	・宗教学Ⅰ (2)
		・宗教学Ⅱ (2)
		・宗教学方法論 (2)
	宗教史 = 8単位必修	・宗教思想史Ⅰ (2)
		・宗教思想史Ⅱ (2)
		・宗教史Ⅰ (2)
・宗教史Ⅱ (2)		
教理学、哲学 = 4単位必修	・密教学概論 (2)	
	・哲学 (2)	
その他 = 10単位選択	・密教史概説 (2)	
	・仏教史概説 (2)	
	・仏教学概論 (2)	
	・仏教学特殊講義 (2)	
	・真言密教特殊講義 (2)	
	・密教学特殊講義 (2)	
	・祖典講読Ⅰ (4)	
	・祖典講読Ⅱ (4)	
	・仏教学講読演習 (2)	
	・真言密教講読演習 (2)	
・密教学講読演習 (2)		
各教科の指導法 (情報機器及び教材 の活用を含む。) = 8単位必修	・宗教科教育法Ⅰ (2)	
	・宗教科教育法Ⅱ (2)	
	・宗教科教育法Ⅲ (2)	
	・宗教科教育法Ⅳ (2)	
計 36 単位		

国語 (中学校教諭1種免許状)

教科・種類	免許法科目名・単位数	本学の科目名・単位数
国 語 中学校1種	国語学 (音声言語 及び文章表現に関 するものを含む。) = 8単位必修	・国語学Ⅰ (2)
		・国語学Ⅱ (2)
		・国文法Ⅰ (2)
		・国文法Ⅱ (2)
	国文学 (国文学史 を含む。) = 8単位必修	・日本文学史概説Ⅰ (2)
		・日本文学史概説Ⅱ (2)
		・日本文学Ⅰ (2)
		・日本文学Ⅱ (2)
漢文学 = 6単位必修	・漢文学概論Ⅰ (2)	
	・漢文学概論Ⅱ (2)	
	・漢文 (2)	
書道 (書写を中心と する。) = 2単位必修	・漢字Ⅰ (2)	
	・漢字Ⅱ (2)	
その他 = 4単位選択	・日本文化特殊講義 (2)	
	・中国文化特殊講義 (2)	
	・中国文化講読演習 (2)	
各教科の指導法 (情報機器及び教材 の活用を含む。) = 8単位必修	・国語科教育法Ⅰ (2)	
	・国語科教育法Ⅱ (2)	
	・国語科教育法Ⅲ (2)	
	・国語科教育法Ⅳ (2)	
計 36 単位		

国語（高等学校教諭1種免許状）

教科・種類	免許法科目名・単位数	本学の科目名・単位数
国語 高等学校1種	国語学（音声言語 及び文章表現に関 するものを含む。） ＝8単位必修	・国語学Ⅰ (2) ・国語学Ⅱ (2) ・国文法Ⅰ (2) ・国文法Ⅱ (2)
	国文学（国文学史 を含む。） ＝8単位必修	・日本文学史概説Ⅰ (2) ・日本文学史概説Ⅱ (2) ・日本文学Ⅰ (2) ・日本文学Ⅱ (2)
	漢文学 ＝6単位必修	・漢文学概論Ⅰ (2) ・漢文学概論Ⅱ (2) ・漢文 (2)
	その他 ＝6単位選択	・日本文化特殊講義 (2) ・中国文化特殊講義 (2) ・中国文化講読演習 (2)
	各教科の指導法 （情報機器及び教材 の活用を含む。） ＝8単位必修	・国語科教育法Ⅰ (2) ・国語科教育法Ⅱ (2) ・国語科教育法Ⅲ (2) ・国語科教育法Ⅳ (2)
計36単位		

小学校教諭 1 種免許状・幼稚園教諭 1 種免許状

教科種類	科目区分		免許法科目名	本学の科目名・必要単位数		幼一種	小学校
						必要単位	必要単位
小学校一種	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語 (書写を含む。)	国語科内容論	2		2
				書学入門(書道)	2		2
			社会	社会科内容論	2		2
			算数	算数科内容論	2		2
			理科	理科内容論	2		2
			生活	生活科内容論	2		2
			音楽	音楽科内容論	2		2
			図画工作	図画工作科内容論	2		2
			家庭	家庭科内容論	2		2
			体育	体育科内容論	2		2
	外国語	初等英語科内容論	2		2		
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)		国語 (書写を含む。)	国語科指導法	2		2
				社会科指導法	2		2
			算数	算数科指導法	2		2
			理科	理科指導法	2		2
			生活	生活科指導法	2		2
			音楽	音楽科指導法	2		2
			図画工作	図画工作科指導法	2		2
			家庭	家庭科指導法	2		2
			体育	体育科指導法	2		2
外国語			初等英語科指導法	2		2	
42 単位 必修							
幼稚園一種	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	幼児と健康	2	2	
			人間関係	幼児と人間関係	2	2	
			環境	幼児と環境	2	2	
			言葉	幼児と言葉	2	2	
			表現	幼児と表現	2	2	
		保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容の指導法(健康)	2	2		
			保育内容の指導法(人間関係)	2	2		
			保育内容の指導法(環境)	2	2		
			保育内容の指導法(言葉)	2	2		
			保育内容の指導法(造形表現)	2	2		
保育内容の指導法(音楽表現)	2	2					
22 単位 必修							

上記詳細については、シラバスをご覧ください。

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

密教学科

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する 本学での開設授業科目					
科目	各科目に含める必要事項	単位	本学の授業科目名	単位数	履修可能年次	中学一種	高校一種	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論	2	1	○	○	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）		教職入門	2	1	○	○	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学	2	1	○	○	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2	○	○	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1	2	○	○	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2	1	○	○	
指導法、総合的な学習の時間等のに関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育指導論	2	2	○		
	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法		総合的な学習の時間・特別活動	2	2	○	○	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法論	2	2	○	○	
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒指導・進路指導	2	2	○	○	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2	3	○	○	
に教育実習 目する実践	教育実習 教職実践演習	中7 高5	教育実習Ⅰ	2	3	○		
			教育実習Ⅱ	2	4	○	○	
			教育実習の研究	1	3・4	○	○	
			教職実践演習（中・高）	2	4	○	○	
○印は、本学教職課程における必修科目を示す						最低必要単位数合計	28	24

教育学科

種類	科目	各科目に含める必要事項	単位	本学の授業科目名	必幼 要一 単種 立	必小 要一 単種 立
幼稚園・小学校 一種	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）		教職入門	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育と社会	2	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	2	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		保育教育課程論	2	
				教育課程論		2
	生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	幼4 小10	道徳教育の理論と方法		2
		総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法		2
		特別活動の指導法		特別活動の指導法		2
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法論・ICT活用論	2	2
		幼児理解の理論及び方法		幼児理解方法論	2	
		生徒指導の理論及び方法		生徒指導論		2
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2	2
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導・キャリア教育		2			

種類	科目	各科目に含める必要事項	単位	本学の授業科目名	必幼 要一 単種 立	必小 要一 単種 立	
幼稚園・小学校 一種	教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習Ⅰ（小）		4	
				教育実習Ⅱ（幼1）	2		
				教育実習Ⅲ（幼2）	2		
				教育実習の研究Ⅰ（小・事前事後指導）		1	
				教育実習の研究Ⅱ（幼1・事前事後指導）	1		
				教育実習の研究Ⅱ（幼2・事前事後指導）	1		
		学校体験活動					
	教職実践演習	2	教職実践演習（幼・小）	2	2		
	幼稚園	21	必修	26			
	小学校	27	必修		33		
	大学が独自に設定する科目 右の科目から4単位以上取得すること。				授業実践研究Ⅰ（初等教材開発）		2
					授業実践研究Ⅱ（理科実験開発）		2
					音楽Ⅰ（表現技法）	1	1
					音楽Ⅱ（表現技法）	1	1
学校・保育現場体験Ⅰ					2	2	
学校・保育現場体験Ⅱ					2	2	
学校・保育現場ボランティア					1	1	
必修		4					
必修			4				

上記詳細については、シラバスをご覧ください。

(3) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

密教学科

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目		左記に対応する開設授業科目名		備 考
科 目	必要単位数	科 目 名	単位数	
日本国憲法	2	日本国憲法	2	
体育	2	体育実技	2	
外国語コミュニケーション	2	英語 I 英語 II	2 2	いずれかを必修
情報機器の操作	2	情報処理	2	

教育学科

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目		左記に対応する開設授業科目名		備 考
科 目	必要単位数	科 目 名	単位数	
日本国憲法	2	日本国憲法	2	
体育	2	体育の理論と実技	2	
外国語コミュニケーション	2	English Communication I	2	
情報機器の操作	2	情報と教育	2	

上記詳細については、シラバスをご覧ください。

(4) 介護等体験について

小学校・中学校の教育職員免許状を取得するには、7日間の介護等体験を受けなければならない。

- ・特別支援学校で2日間
- ・社会福祉施設で5日間

○卒業者の教員免許状の取得及び教員への就職の状況に関すること

学部・学科	区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
文学部 密教学科	免許取得者数	4人	2人	1人	1人	4人	1人
	教員就職者数	1人	1人	0人	1人	2人	0人
文学部 教育学科	免許取得者数	—	—	—	—	—	—
	教員就職者数	—	—	—	—	—	—

※教育学科は学年進行中の為、免許取得者・教員就職者とも「—」として記している。

○教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること

教職課程の質的保証・向上や学生に対する責任ある教職指導体制にかかる全学的な方針・計画の策定は、教授会の下に置かれる教務委員会の所掌事項となっている。加えて、平成29年度から教職課程センターを設置し、本学の教員養成の質向上に係る取組を進めている。

令和3年に開設した教育学科では教職支援センターを設置し、本学の教員養成の質向上に係る取組を進めている。